

目 次

○ 長野県市町村職員共済組合定款の一部変更について	1
○ 長野県市町村職員共済組合貸付規則の一部改正について	2
○ 平成 30 年度変更事業計画及び予算について	2
○ 平成 31 年度事業計画及び予算について	3

公告第 2 号

長野県市町村職員共済組合定款の一部変更について

長野県市町村職員共済組合定款の一部を次のとおり変更することについては、平成 31 年 3 月 4 日招集の第 166 回組合会において議決されたので公告する。

平成 31 年 3 月 4 日

長野県市町村職員共済組合

理事長 花 岡 利 夫

長野県市町村職員共済組合定款の一部変更について

長野県市町村職員共済組合定款（昭和 37 年公告第 2 号）の一部を次のように変更する。

第 40 条第 1 項の表中「1,000 分の 6.90」を「1,000 分の 7.57」に、「1,000 分の 1.72」を「1,000 分の 3.16」に改める。

第 40 条の 2 中「1,000 分の 13.80」を「1,000 分の 15.14」に改める。

第 41 条の 2 中「平成 30 年度」を「平成 31 年度」に、「2,410 円」を「2,275 円」に改める。

附 則

- 1 この変更は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

2 変更後の第 40 条第 1 項及び第 40 条の 2 の規定は、平成 31 年 4 月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年 3 月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

公告第 3 号

長野県市町村職員共済組合貸付規則の一部改正について

長野県市町村職員共済組合貸付規則の一部を次のとおり改正することについては、平成 31 年 3 月 4 日招集の第 166 回組合会において議決されたので公告する。

平成 31 年 3 月 4 日

長野県市町村職員共済組合
理事長 花岡利夫

長野県市町村職員共済組合貸付規則の一部を改正する規則
長野県市町村職員共済組合貸付規則(昭和 46 年制定)の一部を次のように改正する。
様式第 1 号及び様式第 1 号の 2 を次のように改める。

様式第 1 号(第 8 条関係)省略

様式第 1 号の 2(第 8 条関係)省略

附 則

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

公告第 4 号

平成 30 年度変更事業計画及び予算について

長野県市町村職員共済組合の平成 30 年度変更事業計画及び予算については、平成 31 年 3 月 4 日招集の第 166 回組合会において議決されたので公告する。

平成 31 年 3 月 4 日

長野県市町村職員共済組合
理事長 花岡利夫

公告第 5 号

平成 31 年度事業計画及び予算について

長野県市町村職員共済組合の平成 31 年度事業計画及び予算については、平成 31 年 3 月 4 日招集の第 166 回組合会において議決されたので公告する。

平成 31 年 3 月 4 日

長野県市町村職員共済組合

理事長 花 岡 利 夫